

「外国為替および外国貿易法」に基づく規制について

現在みずほ信託銀行では、「外国為替および外国貿易法（外為法）」に基づく経済制裁措置等の実施のため、お客さまからご依頼いただいた外国送金取引が「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

ご相続資金のお振り込み等に際し、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「資金使途規制」等に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるを得ないことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。